

奈良県告示第二百三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び五條市産業環境部生活環境課（五條市本町一丁目一番一号）において一般の縦覧に供する。
平成二十五年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
株式会社十川ゴム奈良工場 代表取締役社長 十川 利男
五條市三在町一〇三〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社十川ゴム奈良工場
五條市三在町一〇三〇番地
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十一の二号に掲げる自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製品業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設二基（以下「A施設」及び「B施設」という。）
特定施設の能力	内容量 一九・二二m ³ （二基合計） 最高使用圧力（〇・六九MPa）

特定施設の工事着手予定年月日	特定施設の工事完成予定年月日	特定施設の使用開始予定年月日
許可後直ちに	着工後十五日後	完成後十五日後

四 特定施設の使用方法に関する事項

設 態 の 排 出 の 値 等 の 水 大 汚 最	ら 通 常 の 値 及 び 汚 最	の 値 等 の 水 大 汚 最	汚 最 の 値 等 の 水 大 汚 最	汚 最 の 値 等 の 水 大 汚 最	汚 最 の 値 等 の 水 大 汚 最	汚 最 の 値 等 の 水 大 汚 最	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間		季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	
							A施設	B施設		
窒素含有量（単位 mg/l）	浮遊物質（SS）（単位 mg/l）	化学的酸素要求量（COD）（単位 mg/l）	生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg/l）	水素イオン濃度（水素指数）	項目	通常	最大	五時間／日	一時間／日	なし
八・七	一一	四・六	一〇	六・六	通常	最大	五時間／日	一時間／日	なし	なし
六〇	一一	四・六	一〇	六・六	最大	最大	五時間／日	一時間／日	なし	なし

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m ³)	特汚		定染	施状
	ノルマルヘキサン抽出物含有量(単位 mg/l)		りん含有量(単位 mg/l)	
	A施設	B施設	二・六	〇・八七
	一・二	〇・一三	二・六	八
	一・八	〇・四八		

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類	油水分離槽
処理施設の構造	鉄筋コンクリート
処理施設の能力	一〇〇m ³ /日
汚水等の処理方法	油水分離(自然沈下)
処理施設の工事着手予定年月日	—
処理施設の工事完成予定年月日	—
処理施設の使用開始年月日	昭和五十四年三月
処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	二十四時間/日
季節的変動の概要(使用に季節)	なし

の									項目	処理前	処理後	の変動がある場合)
後値	理の	処大	及び最	前及	理値	処の	る常	よ通				
水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位mg/l)	浮遊物質質量(SS)(単位mg/l)	窒素含有量(単位mg/l)	りん含有量(単位mg/l)	ホルマルヘキサン抽出物含有量(単位mg/l)	汚水	等				
七・一	一九	二六	二三	一四	一・五	三・一						
八・五	四二	一六〇	九〇	三〇	四	五						
七・〇	一五	一六	八・五	一二・八	一・一	一						
八・三	二五	四六	五〇	二七	三・二	一						

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m ³)	八三	一〇〇	八三	一〇〇
---	----	-----	----	-----

六 排水の汚濁状態及び量

排水の量(単位 m ³ /日)	排水の汚濁状態				項目
	浮遊物質(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	水素イオン濃度(水素指数)	
八三	一四	一一	七・〇	七・六	通常
一〇〇	九〇	三〇	二四	八・〇	最大